

第8編 議会・行政委員会等

市 議 会

選 挙 管 理 委 員 会

監 査 委 員

公 平 委 員 会

農 業 委 員 会

固定資産評価審査委員会

第1章 市議会

議会局

第1節 市議会議員

- 1 議員数 条例定数 26人（平成31年4月21日の選挙から適用）
現員数 25人

2 会派等構成

令和4年6月1日現在

| 会派名 | 人数 | 常任委員会 | | | | 議会運営委員会 |
|---------------|----|-------|------|------|------|---------|
| | | 総務経済 | 環境厚生 | 教育民生 | 都市建設 | |
| 清風クラブ | 8 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| しらさぎ・無所属クラブ | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 |
| 湘南フォーラム | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 公明ひらつか | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日本共産党平塚市議会議員団 | 2 | 1 | | 1 | | |
| 計 | 25 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |

注：議長は常任委員を辞任しているため委員会の合計数と総数は合致しない。

3 当選回数別議員数

| 回数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 人数 | 5 | 2 | 2 | 3 | 7 | 4 | 2 |

第2節 議会予算

1 議会費予算

(単位 千円)

| 節 | 3年度(当初) | 4年度(当初) | 比較 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 報酬 | 158,436 | 152,412 | △6,024 |
| 給料 | 56,393 | 57,293 | 900 |
| 職員手当等 | 106,949 | 103,099 | △3,850 |
| 共済費 | 72,365 | 68,480 | △3,885 |
| 報償費 | 146 | 146 | 0 |
| 旅費 | 3,602 | 4,108 | 506 |
| 交際費 | 300 | 300 | 0 |
| 需用費 | 5,916 | 5,244 | △672 |
| 役務費 | 454 | 451 | △3 |
| 委託料 | 12,481 | 11,548 | △933 |
| 使用料及び賃借料 | 3,916 | 3,633 | △283 |
| 備品購入費 | 100 | 100 | 0 |
| 負担金、補助及び交付金 | 23,361 | 22,466 | △895 |
| 計 | 444,419 | 429,280 | △15,139 |

2 議員報酬

(単位 円)

| 月額(適用年月日 平成16年4月1日) | | |
|---------------------|---------|---------|
| 議長 | 副議長 | 議員 |
| 615,000 | 540,000 | 502,000 |

3 行政視察費

- (1) 行政視察旅費(年間限度額/1人) 常任委員会 70,000円、議会運営委員会 70,000円
- (2) その他 会議出席の費用弁償の制度はない

4 政務活動費

政務活動費は、地方自治法により地方議会の活性化、議員の政策立案能力の向上を図るため法制化されたものである。本市でも政務活動費に関する条例を定めている。

条例では、議員の調査研究に資する必要経費や政務活動に関する費用の一部を補助することとしており、月額1人5万円を年度当初に一括して(年額分60万円)議員個人へ交付している。また、これとは別に海外視察を行う場合は1人当たり年額24万円を限度に政務活動費を交付している。

第3節 組織

1 常任委員会

(1) 所管事項

ア 総務経済常任委員会

市長室、企画政策部、総務部、産業振興部、公営事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

イ 環境厚生常任委員会

福祉部、健康・こども部、福祉事務所、環境部、市民病院の所管に属する事項

ウ 教育民生常任委員会

市民部、教育委員会の所管に属する事項

エ 都市建設常任委員会

まちづくり政策部、都市整備部、土木部、消防本部の所管に属する事項

(2) 任期 委員会条例により1年

(3) 常任委員会活動状況

| 委員会 | 会議日数 | | 開議時間 | |
|------|------|----|---------|---------|
| | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 |
| 総務経済 | 5 | 5 | 9時間00分 | 7時間24分 |
| 環境厚生 | 5 | 5 | 8時間44分 | 8時間06分 |
| 教育民生 | 5 | 5 | 7時間35分 | 7時間33分 |
| 都市建設 | 5 | 5 | 7時間08分 | 7時間44分 |
| 計 | 20 | 20 | 32時間27分 | 30時間47分 |

2 議会運営委員会

委員は、3人以上の議員を有する会派から選出し、選出人数は会派所属議員3人につき1人とする。委員会には正副議長も出席し、議会運営その他議長の諮問事項について協議している。

(1) 活動状況

| 会議名 | 会議日数 | | 開議時間 | |
|---------|------|----|---------|---------|
| | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 |
| 議会運営委員会 | 28 | 25 | 20時間28分 | 14時間17分 |

3 特別委員会

(1) 決算特別委員会

毎年度、決算審査のため特別委員会を設置している。委員は議会運営委員会と同様に会派構成に応じて選出している。令和3年度は、6人の委員で審査がなされた。

(2) 懲罰特別委員会

議員に懲罰を科すことを協議するため、令和3年3月に設置された。会派構成に応じて選出

された6人の委員により審査がなされている。

(3) 特別委員会活動状況

| 委員会 | 会議日数 | | 開議時間 | |
|---------|------|----|---------|---------|
| | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 |
| 決算特別委員会 | 3 | 4 | 10時間40分 | 14時間22分 |
| 懲罰特別委員会 | — | 3 | — | 1時間24分 |

第4節 議会運営

1 議会開議状況

| 会議の種類 | | 会 期 | | 会議日数 | | 開議時間 | | 傍聴人数 | |
|-------|----------|-----|-----|------|----|---------|---------|------|-----|
| | | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 | 2年 | 3年 |
| 定例会 | 第1回(3月) | 30 | 30 | 7 | 6 | 20時間21分 | 19時間51分 | 51 | 83 |
| | 第2回(6月) | 24 | 26 | 6 | 6 | 10時間41分 | 15時間08分 | 4 | 38 |
| | 第3回(9月) | 28 | 27 | 6 | 6 | 13時間17分 | 16時間15分 | 28 | 29 |
| | 第4回(12月) | 24 | 24 | 6 | 6 | 13時間23分 | 16時間44分 | 35 | 40 |
| 計 | | 106 | 107 | 25 | 24 | 57時間42分 | 67時間58分 | 118 | 190 |
| 臨時会 | 第1回(1月) | - | 1 | - | 1 | - | 1時間51分 | - | 3 |
| | 第2回(5月) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1時間53分 | 1時間30分 | 1 | 0 |
| 計 | | 1 | 2 | 1 | 2 | 1時間53分 | 3時間21分 | 1 | 3 |
| 合計 | | 107 | 109 | 26 | 26 | 59時間35分 | 71時間19分 | 119 | 193 |

2 付議案件（令和3年）

(1) 本会議付議案件数

| 案件 | 市長提出案件 | | | | | | | | | | | 議会提出案件等 | | | | その他 | | 計 | | |
|----------|--------|--------|--------|---|------------------|--------------------------------------|--------|---------------------------------|------------------|-------------|--------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------|-------------|---|--------|--------|
| | 条 例 | 予 算 | 決 算 | 財 産 の 取 得 ・ 処 分 ・ 交 換 | 損 害 賠 償 | 市 道 の 認 定 ・ 廃 止 | 契 約 | 専 決 処 分 の 承 認 | 人 事 案 件 | そ の 他 | 報 告 | 総 合 開 発 計 画 | 条 例 ・ 規 則 | 意 見 書 ・ 要 望 決 議 | 選 挙 ・ 選 任 ・ 辞 任 | 修 正 動 議 | そ の 他 | | 請 願 | 陳 情 |
| 結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年から継続繰越 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| 新規付議 | 35 | 41 | 3 | | 1 | 2 | 4 | 5 | 8 | 7 | 13 | | 3 | 4 | | | | 3 | | 129 |
| 結果 | 可決 | 35 | 41 | | 1 | 2 | 4 | | | 7 | | | 3 | 4 | | | | 2 | | 99 |
| | 否決 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | 2 |
| | 認定等 | | | 3 | | | | 5 | 8 | | 13 | | | | | | | | | 29 |
| 撤回・審議未了等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 翌年へ継続 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 常任委員会審査案件数

| 案件 | 市長提出案件 | | | | | | | | | 議会提出案件等 | | | | その他 | | 計 |
|-----------|----------|--------|--------|-------------|------|----------|----|---------|-----|---------|----------|----------|------|-----|----|---|
| | 条 例 | 予 算 | 決 算 | 財産の取得・処分・交換 | 損害賠償 | 市道の認定・廃止 | 契約 | 専決処分の承認 | その他 | 条例・規則 | 意見書・要望決議 | 選挙・選任・辞任 | 修正動議 | その他 | 請願 | |
| 結果 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務経済常任委員会 | 前年から継続繰越 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規案件 | 9 | 10 | | | | 4 | 1 | 1 | | | | | | 1 | |
| | 結果 | 可決 | 9 | 10 | | | | 4 | | 1 | | | | | 1 | |
| | | 否認等 | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| | 撤回・審議未了等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 翌年へ継続 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境厚生常任委員会 | 前年から継続繰越 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規案件 | 13 | 14 | | | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | |
| | 結果 | 可決 | 13 | 14 | | | | | | 1 | | | | | | |
| | | 否認等 | | | | | | | 1 | | | | | | 2 | |
| | 撤回・審議未了等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 翌年へ継続 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育民生常任委員会 | 前年から継続繰越 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規案件 | 6 | 6 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | |
| | 結果 | 可決 | 6 | 6 | | | | | | 1 | | | | | 1 | |
| | | 否認等 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤回・審議未了等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 翌年へ継続 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市建設常任委員会 | 前年から継続繰越 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新規案件 | 6 | 6 | | | 1 | 2 | | 2 | | | | | | | |
| | 結果 | 可決 | 6 | 6 | | | 1 | 2 | | 2 | | | | | | |
| | | 否認等 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 撤回・審議未了等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 翌年へ継続 | | | | | | | | | | | | | | | |

3 議会の運営

- (1) 議会は平塚市議会会議規則に基づき運営している。
- (2) 定例会の会期は通常1か月間程度で、そのうち本会議を6日間、常任委員会を2日間(3月定例会は4日間)開催する。
- (3) 毎定例会の議案質疑と一般質問は、両者を一括し、会派代表制による総括質問としている。また、3月定例会ではあわせて会派代表者による代表質問を行っている。質問時間は、会派の所属議員数に応じた時間配分制を採用している。
- (4) 総括質問の質問方式は、一問一答方式と一括質問一括答弁方式の選択制としている。
- (5) 定例会においては、議案はそれぞれ所管する常任委員会に付託し審査している。
- (6) 臨時会においては、議案は委員会付託を省略し、本会議で審議している。

4 会議録

本会議や委員会などの会議を記録した会議録を作成している。

- (1) 会議録(冊子)
次回定例会までに作成し、全議員、各部、図書館等に配布(発行部数114部)している。
- (2) 会議録検索システム
インターネット上で会議録を閲覧できるシステムを導入している。
収録範囲：平成9年5月臨時会以降の本会議
平成17年3月定例会以降の常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、常任委員協議会、議員全員協議会
運用経過：平成15年5月から、平成9年5月臨時会以降の本会議の会議録を市議会のホームページに掲載。

5 議会傍聴

令和3年中の本会議傍聴者は190人であった。また、委員会の傍聴者は130人であった。

6 請願、陳情

市政に関することなどを市議会に直接要望する方法として、請願や陳情がある。

- (1) 本会議第2日目までに受理した請願は、その会期中に委員会で審査を行う。それ以後に受理したものは、本会議最終日に委員会に付託し、閉会中に継続審査する。令和3年中の受理件数は3件であった。
- (2) 陳情は、その写しを全議員に配付し、取り扱いを議会運営委員会で協議している。また、提出された陳情趣旨に対する措置方法等を市長へ照会しているものもあり、その内容は、陳情者と全議員に報告している。令和3年の受理件数は20件であった。

第5節 議会広報

1 議会報

議会の活動状況を市民に周知し、議会に対する理解を深めてもらうために、昭和47年10月から「ひらつか議会だより」を発行している。

(1) ひらつか議会だより

編集委員会は、3人以上の会派から1人ずつの委員と正副議長で構成している。

掲載内容は、質疑を中心に議会活動全般にわたり掲載している。また、質問を行った議員本人が質問と答弁をまとめ、発言者の意図が伝わる紙面づくりを目指している。

発行はタブロイド版8ページで年4回とし、1回の発行部数は令和3年5月現在、115,450部である（隔年で5月臨時会号も発行）。

配布はポスティングにより市内全戸に行っている。

(2) 点字版議会だより

目の不自由な方に向けて「ひらつか議会だより」から記事を抜粋し「点字版議会だより」を発行している（B5版平均30ページ・発行部数33部）。

(3) 声の議会だより

目の不自由な方に向けて「ひらつか議会だより」を音声化した「声の議会だより」を発行している（発行部数17部）。

2 ケーブルテレビ中継等

定例会本会議の様子は、ケーブルテレビ（湘南ケーブルネットワーク）、インターネットで放送している。

第6節 議場

1 議場

議事堂は本館8階である。本会議は平成26年9月定例会からこの議場で開催している。

2 議会図書室

地方自治法第100条第19項及び平塚市議会図書室規程に基づき議会図書室を設置し、議員の調査研究活動に役立つ刊行物や資料等を配架している。

(1) 蔵書数 763冊

(2) 資料 雑誌、新聞、行政資料、会議録など

第2章 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

令和3年度は、衆議院解散により第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が10月31日に執行された。また、期日前投票所を市庁舎本館、金目公民館、神田公民館、金田公民館に加えラスカ平塚においても開設し、投票環境の向上に努めた。

1 選挙の状況

| 執行年月日 | 選挙名 | 定数 | 当日有権者数 | 投票率 |
|-------|---------------|-----|----------|--------|
| 10.31 | 衆議院小選挙区選出議員選挙 | 1人 | 215,740人 | 55.31% |
| 10.31 | 衆議院比例代表選出議員選挙 | 22人 | 215,740人 | 55.30% |
| 10.31 | 最高裁判所裁判官国民審査 | 11人 | 215,528人 | 55.25% |

※ 衆議院議員選挙の当日有権者数には在外選挙人名簿登録者数（212人）を含む。

2 選挙人名簿

(1) 永久選挙人名簿登録者数（R4.3.1現在）

男 107,501人 女 108,247人 計 215,748人

(2) 在外選挙人名簿登録者数（R4.3.1現在）

男 113人 女 106人 計 219人

3 啓発事業（平塚市明るい選挙推進協議会と共に事業実施）

(1) 街頭啓発活動 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 視察研修事業 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 作品募集事業 選挙に役立つ標語の募集

一般の部 応募人数7人・応募総数21作品

最優秀賞 「投票は 思いを伝える 往復切符」

中学生の部 応募人数74人・応募総数74作品

最優秀賞 「みんなで創る明るい未来一緒に投票をしよう」

(4) 啓発活動（成人式） 来場した新成人に啓発物品を配布

第3章 監査委員

監査委員事務局

1 基本方針、監査基準

監査委員は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づいて、監査、検査及び審査を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表する。

(1) 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、これにより市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期することを、監査の基本方針としている。

(2) 監査基準

監査を実施するに当たり、基本方針を踏まえて監査基準を定め、これにより統一的組織的に監査を実施している。

2 実施した監査

監査等を義務づけられている定期監査、例月現金出納検査、決算審査、財政健全化審査を中心に、一般会計、特別会計、病院事業会計、下水道事業会計において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意のうえ、次の監査等を行った。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

ア 一般会計及び特別会計については、4月から6月及び10月から2月に建築住宅課ほか23課を対象として予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務について監査を行った。

イ 市立小・中学校、幼稚園における予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

ウ 公民館における財産の管理事務については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

エ 下水道事業会計については、2月から3月に収入事務及び財産の管理事務等について監査を行った。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査対象部課が所掌する行政事務についてテーマを設定し、11月から3月に「ソーシャルメディアを活用した情報発信について」（デジタル推進課ほか83課）を重点監査として実施した。

(3) 随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

工事監査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(4) 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等の監査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

一般会計・特別会計の現金出納検査は、現金・預金の確認、領収書、収入諸票を中心として現金の出納に関連する会計管理者所管の証拠書類の提出を求め、検査を行った。

病院事業会計及び下水道事業会計の現金出納検査は、現金の収支に関連する証拠書類の提出を求め、検査を行った。

(6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

ア 7 月から 8 月に一般会計・特別会計の決算審査を行った。本市の採用している監査の体系は、定期監査、例月現金出納検査結果が、すべて、この決算審査に集約されるようになっている。これら監査、検査の結果を基に財政分析も併せて行った。

イ 病院事業会計及び下水道事業会計については、財務諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否かを主眼に、6 月から 7 月に決算審査を行った。

ウ 一般会計・特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の現金、預金、有価証券の実査を行った。また、一般会計・特別会計における新たに取得した重要物品等の確認及び病院事業会計における棚卸資産の棚卸業務の確認を行った。

(7) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

一般会計・特別会計の決算審査と同時期に、健全化判断比率及び公営企業 3 事業会計の資金不足比率について審査を行った。

第4章 公平委員会

行政総務課

現在のところ当委員会には提訴事案はないが、他の地方公共団体の人事公平制度事案の状況に留意し、関係法令の研さんのもとより、他の地方公共団体の委員会との連絡を密にし、情報の交換その他により見識を深めている。

平成17年度から公平委員会の事務として加わった人事管理に関する職員の苦情の処理については、申出がなかった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種研究会等が書面開催又は中止となった。

1 委員会の開催及び各種研究会等への参加状況

| 開催月日 | 内 容 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 4. 30 | 第1回定例会（人事案件、規則改正及び令和3年度事業計画等について） |
| 5. 26 ～ 6. 11 | 神奈川県公平委員会連合会通常総会（書面開催） |
| 6. 1 ～ 6. 21 | 全国公平委員会連合会関東支部総会（書面開催） |
| 6. 21 | 第2回定例会（登録団体の登録事項変更届及び規則改正等について） |
| 10. 25 | 第3回定例会（委員長選挙及び登録団体の登録事項変更届等について） |
| 11. 11 ～ 11. 30 | 全国公平委員会連合会通常総会（書面開催） |

2 事務局

- (1) 機構上の位置 総務部行政総務課
- (2) 事務職員の構成 兼務職員6人（令和4年4月1日現在）

第5章 農業委員会

農業委員会事務局

農業委員会は、地方自治法の定めに従い、昭和26年に制定された「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市に設置が義務づけられている行政機関で、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成される合議体の行政機関である。

第1節 組織と運営

1 組織

農業委員会は、議会の同意を得て市長が任命した農業委員14人と、農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員17人の合計31人で構成されている。

2 運営

農業委員会の意思決定機関として、総会が設置されている。会議は毎月1回定期的に開催しており、農地事務の適正化を図るとともに、農業の主体性を確保し、農業者の立場に立って農地法関係申請、納税猶予、生産緑地及び利用権設定等について、公正かつ厳正に審議を行っている。また、市への要望、市民農園区域を指定する場合の決定及び諮問に対する答申等の定例的案件を行っている。

第2節 農業委員会の事務

1 農地移動について（農地法第3条）

農地移動の状況をみると、許可の件数及び面積は62件88,619.36㎡で、前年度に比べ件数は22件増加し、面積は41,289.36㎡の増となっている。

移動理由の内容については、担い手のなくなった農地を引き受けるケースを含む規模拡大が約9割、他は世帯内贈与等である。

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|----|-------|------------|-------|------------|
| | 件数 | 面積(㎡) | 件数 | 面積(㎡) |
| 許可 | 40 | 47,330 | 62 | 88,619.36 |
| 届出 | 157 | 462,377.15 | 137 | 425,037.19 |
| 計 | 197 | 509,707.15 | 199 | 513,656.55 |

2 農地転用について（農地法第4条、5条）

農地転用事由別取扱件数及び面積

| 区 分 | 令 和 2 年 度 | | 令 和 3 年 度 | |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 件 数 | 面 積 (㎡) | 件 数 | 面 積 (㎡) |
| 住 宅 | 155 | 82,111.69 | 146 | 57,992.83 |
| 貸 住 宅 | 5 | 2,556 | 20 | 14,099.08 |
| 資材置場等 | 54 | 34,961.27 | 52 | 34,910.21 |
| 事務所等 | 5 | 2,459 | 15 | 92,954.23 |
| そ の 他 | 25 | 17,309.87 | 128 | 138,117.35 |
| 計 | 244 | 139,397.83 | 361 | 338,073.70 |

注：表における令和3年度のうち、市街化区域内の届出によるものが、328件310,630.61㎡(4条届出84件48,754.31㎡、5条届出244件261,876.30㎡)、市街化調整区域内の許可が33件27,443.09㎡(4条許可5件2,223.64㎡、5条許可28件25,219.45㎡)である。

3 利用権設定等促進事業

この事業は、農用地の確保・保全とともに、規模拡大により経営改善を目指す農業者に対する農用地の利用集積など、有効利用を促進するための方策として、期間を定めて「貸借」を行うもので、これは市・農業委員会の公的機関が仲立ちして農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定し、契約した期限が到来すると権利関係は必然的に消滅し、また、更新することで新たな権利関係が発生することから、貸し手にとっては安心して継続することができ、借り手も安定した農業経営を図ることができる制度である。

利用権設定等促進事業実績表

| 区 分 | 利用権設定農用地 計 | | | 田 | | 畑 | |
|-----------|------------|-----|---------------------|-----|---------------------|-----|---------------------|
| | 件数 | 筆数 | 面積(m ²) | 筆数 | 面積(m ²) | 筆数 | 面積(m ²) |
| (新規分) | | | | | | | |
| 賃借権 1年 | 2 | 5 | 4,195 | 4 | 2,269 | 1 | 1,926 |
| 賃借権 2年 | 4 | 7 | 3,464 | 0 | 0 | 7 | 3,464 |
| 賃借権 3年 | 16 | 36 | 28,002 | 13 | 10,716 | 23 | 17,286 |
| 賃借権 5年 | 5 | 12 | 8,223 | 3 | 2,169 | 9 | 6,054 |
| 賃借権 6年 | 2 | 4 | 3,020 | 2 | 2,016 | 2 | 1,004 |
| 賃借権 その他 | 6 | 17 | 10,773 | 0 | 0 | 17 | 10,773 |
| 使用貸借権 1年 | 1 | 2 | 874 | 0 | 0 | 2 | 874 |
| 使用貸借権 2年 | 1 | 1 | 386 | 0 | 0 | 1 | 386 |
| 使用貸借権 3年 | 19 | 48 | 31,657 | 25 | 17,838 | 23 | 13,819 |
| 使用貸借権 5年 | 35 | 71 | 49,432 | 36 | 24,769 | 35 | 24,663 |
| 使用貸借権 6年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 使用貸借権 その他 | 2 | 3 | 1,927 | 2 | 945 | 1 | 982 |
| 計 | 93 | 206 | 141,953 | 85 | 60,722 | 121 | 81,231 |
| (更新分) | | | | | | | |
| 賃借権 1年 | 3 | 8 | 4,042 | 4 | 2,301 | 4 | 1,741 |
| 賃借権 2年 | 4 | 4 | 3,542 | 2 | 2,034 | 2 | 1,508 |
| 賃借権 3年 | 86 | 190 | 143,374 | 154 | 112,108 | 36 | 31,266 |
| 賃借権 5年 | 7 | 16 | 10,859 | 12 | 8,710 | 4 | 2,149 |
| 賃借権 6年 | 1 | 3 | 1,678 | 0 | 0 | 3 | 1,678 |
| 賃借権 その他 | 1 | 5 | 2,513 | 5 | 2,513 | 0 | 0 |
| 使用貸借権 1年 | 6 | 15 | 13,036 | 10 | 7,380 | 5 | 5,656 |
| 使用貸借権 2年 | 5 | 9 | 10,531 | 0 | 0 | 9 | 10,531 |
| 使用貸借権 3年 | 86 | 182 | 129,758 | 131 | 100,221 | 51 | 29,537 |
| 使用貸借権 5年 | 7 | 21 | 18,276 | 19 | 17,062 | 2 | 1,214 |
| 使用貸借権 6年 | 5 | 19 | 15,170 | 17 | 14,066 | 2 | 1,104 |
| 使用貸借権 その他 | 1 | 2 | 1,109 | 2 | 1,109 | 0 | 0 |
| 計 | 212 | 474 | 353,888 | 356 | 267,504 | 118 | 86,384 |
| 合計 | 305 | 680 | 495,841 | 441 | 328,226 | 239 | 167,615 |

4 遊休農地について

平成21年12月の農地法改正により、全ての農地を対象に毎年1回利用状況調査を行っている。また、遊休農地の所有者に対して、適正な管理をするよう指導し、利用意向調査も併せて実施している。

| 区 分 | 令和2年度 (令和3年1月1日時点) | 令和3年度 (令和4年1月1日時点) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 遊休農地面積 (ha) | 22.7 | 19.8 |
| 農地台帳面積 (ha) | 1,668 | 1,645 |
| 割合 (%) | 1.36 | 1.20 |

5 農業者年金事業

農業者年金は昭和46年に創設され、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化という政策目的を果たしてきたが、高齢化の進展、担い手不足による経営移譲率の低下等により、平成14年から新制度が施行された。農業委員会には加入資格、脱退の確認、高齢経営主の後継者への経営移譲の促進など、年金業務の一部が委託されている。

| | |
|-------|------|
| 被保険者数 | 20人 |
| 受給者数 | 115人 |
| 計 | 135人 |

6 国有農地管理事務について

戦後の農地改革の際、旧所有者から国が買収した農地で耕作農家への売渡しが不可能な農地は、農林水産大臣が管理権を有し、平成21年の農地法改正により、農地法附則に規定され、都道府県知事にその権限の一部が移譲されている。

国・県・農業委員会の一連した農地行政の中で国有農地管理をしているが、現在において存在する国有農地は大別すると次のとおりである。

| | |
|-------|----------------------|
| 農地貸付地 | 797 m ² |
| 未貸付地 | 4,610 m ² |
| 計 | 5,407 m ² |

第6章 固定資産評価審査委員会

納税課

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために設置されているものである。

1 固定資産評価審査委員会

- (1) 委員の定数（市税条例による） 3人
- (2) 委員の任期 3年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間
- (3) 委員の選任 委員は、当市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。

2 審査委員会に対する審査の申出

- (1) 審査申出のできる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格に限られている。
- (2) 審査申出のできる期間は、固定資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までとされている。

3 課税台帳の縦覧、審査の申出の状況

| 年 度 | 種 目 | 縦覧件数 | 審査申出件数 | 審査決定件数 |
|-------|------|------|--------|--------|
| 令和2年度 | 土地 | 5 | 0 | 0 |
| | 家屋 | 4 | 0 | 0 |
| | 償却資産 | — | 0 | 0 |
| | 計 | 9 | 0 | 0 |
| 令和3年度 | 土地 | 7 | 5 | 0 |
| | 家屋 | 4 | 0 | 0 |
| | 償却資産 | — | 0 | 0 |
| | 計 | 11 | 5 | 0 |

